ポスター作成業者の皆様へ

選挙運動の公費負担に係る手続きのご案内

【公費負担の対象】

七宗町の選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に掲示するポスターの作成費用が対象です。

【公費負担の限度】

　公費負担の額は、「確認枚数×作成単価」で計算されます。

　「確認枚数」は、候補者から提出される「ポスター作成枚数確認書」でご確認ください。

　「作成単価」の限度額は、７，４２６円です。

【候補者との契約】

　公費負担を受けるためには、候補者との間で契約を締結し、作成枚数、単価などを明らかにする必要があります。

　なお、契約締結に際しては、写真撮影費、企画費、材料費、印刷・加工費などがわかる「作成費用明細書」を候補者にお渡しください。「作成費用明細書」の見本は、候補者から受け取ってください。

【町への請求・町からの支払い】

　請求書は、選挙の期日後１５日以内に町へ提出してください。

町が正当な請求書を受領した日から６０日以内にご指定の口座に入金します。

〇町への請求時に提出する書類

　　・請求書・請求書内訳書（同一の用紙）

　　・作成費用明細書

　　・ポスター作成証明書（候補者から受け取ってください。）

　　・ポスター作成枚数確認書（候補者から受け取ってください。）

　　・納品書や売上伝票といった「請求内容が確認できる書面の写し」

※候補者の供託物が没収になる場合、町には請求できません。

【最後にご確認ください】

　〇公費負担の対象にならない印刷物の作成費用を含んでいませんか？

　　・個人演説会の会場内等に掲示するためのポスター

　　・政党や後援会のポスター

　　・ポスター以外の印刷物（葉書、パンフレット、名刺、封筒など）

　〇契約書や請求内訳書の「作成枚数」は正しく書かれていますか？

　　・作成枚数の上限の数（ポスター掲示場の数）ではありません。

ご不明な点は、七宗町選挙管理委員会（電話：0574-48-1111）までお問い合わせください。